

# 甲府市立上条中学校 いじめ防止基本方針

## ◇ はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであると考えています。本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が施行されたことを受け、その趣旨にのっとり「いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「いじめ防止対策委員会」を立ち上げました。

これを機に、いじめ防止のための取り組みを強化し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期解決に迫れるよう、迅速且つ適切な解決を図ることを目指しながら、教職員や保護者との相互理解、地域、関係機関との連携を図るなかで、いじめ根絶に向けた教育活動を推し進めていくことを確認し、以上の考えを基本としながら、甲府市立上条中学校における「いじめ防止基本方針」を策定しました。

## \* 法律の目的 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 第1部 いじめについて・対応策

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

#### □ 「いじめ」の基本認識

- ① いじめは大人には気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く発見しにくい。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### □ 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

#### \* 考えられる具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする

- ④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、隠されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

#### □ 「いじめ防止等の対策に関する基礎理念」国、県、市の方針を受けて

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。以上の考えを基本理念とし、本校では、いじめの起きない学校運営を組織的に目指すものとする。

## 2 未然防止のための方策

未然防止に向け、『いじめを起こさない学級（学年・学校）づくり』に取り組むことが重要である。そのためには、教員一人ひとりが『いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る』という共通認識をもち、好ましい人間関係を築いたり、豊かな心を育てる『学級、学年集団づくり』を取り組みの基本に据えたりするものとする。

特に、生徒が安らげる『居場所づくり』を目指すことや、教師と生徒、生徒相互のコミュニケーションを大切にしながら『絆づくり』を目指すものとする。同時に、学校・学年・学級集団の実状、実態を適切に把握し、年間を見通し、起こるべき事態を予見した取り組みを計画、実施していく。

### 1) 互いに認め合い、助け合っていけるような集団づくりを目指す

集団生活は、学級、学年での生活が母体となる。特に学級づくりにおいては生徒同士が対等な関係にあるか、また調和する関係にあるか等、絶えず、良好な人間関係づくりを目指した取り組みを行う必要がある。そして、互いの個性を認め合い、助け合えるような生徒集団の育成を目指すものとする。

その他、一人ひとりの生徒たちに役割と責任をもたせ、自尊感情、自己有用感、学級所属意識を育んでいく取り組みを中心に行っていく。

### 2) 授業の創意工夫を図る

日々の学習は集団学習として行われている。よって、一緒に学ぶ意義、姿勢、態度を育成する。また、知識を共有化し、互いの向上を認め合えるような学習集団形成を目指していく。そのためにも学習規律の見直しを図るとともに、教職員自らも『分かる授業づくり』を目指した自己研修に努める。

### 3) 道徳教育の充実を図る

引き続き道徳教育を通し道徳的価値について深く考えることができるようとする。また、道徳の教科化に伴い年間活動計画を見直していく（題材や資料等の内容検討を行う）。いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育ててけるよう教材等の工夫図っていく。

#### 4) 体験教育の充実を図る

生徒たちは他者、社会、自然と直接関わる中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき体得する。現在行われている体験活動を見つめ直し、福祉、ボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し教育活動に取り入れる。

- ・体験型環境学習
- ・自然の中での宿泊体験
- ・就業体験
- ・ボランティア福祉体験等
- ・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。

#### 5) 校長を中心としたリーダーシップを構築し、教職員の「いじめ」を感受する心を豊かにする

まずは校長のリーダーシップの下で、いじめ対策への心構え、理念、具体的な取り組み内容を確認し、教職員の共通意識を高める。また、生徒たちや学級の様子を知るためにには、教職員の気づきが大切である。日頃から同じ目線で物事を考え、共感する姿勢が必要である。その中で見えてくる細かい言動や表情から、生徒の現状（精神状態・問題の有無）を読み取る感性を高めていく。そのためにも、必要に応じ管理職・生徒指導主事がイニシアチブを取りながら学習会を実施するなど、いじめ問題に対する意識を高め、より適切ないじめ対応を目指すものとする。

#### 6) 保護者、地域との連携を強化する

生徒たちの第一責任者である保護者との共通認識をもち、問題発生時はともに連携しながら解決に迫らなければならない。PTA学年、学級部会で学習会を実施したり、学校だより等（広報）を活用したり必要に応じ最新の情報を提供していく。

### 3 早期発見のための方策

#### 1) 日々の観察を怠らない

休み時間、昼休み、放課後など、生徒たちの様子に目を配る。「生徒とともに教職員が活動する」ことを目指し、生徒たちと一緒に過ごす時間を大切にする。

##### □ 観察の視点・方法

- \* 担任を中心に、教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係が、どうであるかを把握する。ちょっとでも気になったら教育相談を行う等、素早い指導を心がける。
- \* 生活ノートや連絡帳の活用により情報交換したり、担任と生徒・保護者と連絡を密に取ったりすることで、信頼関係の構築を図りながら早期発見を目指す。

#### 2) 定期的な教育相談（学校カウンセリング）を機能させる

日常の生活の中での教職員の声かけ等も含め、生徒と日頃から気軽に相談できる環境や信頼関係を築いていく。

- \* 学年職員（担任）による日常的な教育相談や定期的な教育相談週間を設け相談体制を確立する。

　　昼休み・きずなの日・家庭訪問の実施・二者懇談・三者懇談

- \* 保健主事（保健室）による教育相談の実施

- \* SCによる教育相談の実施

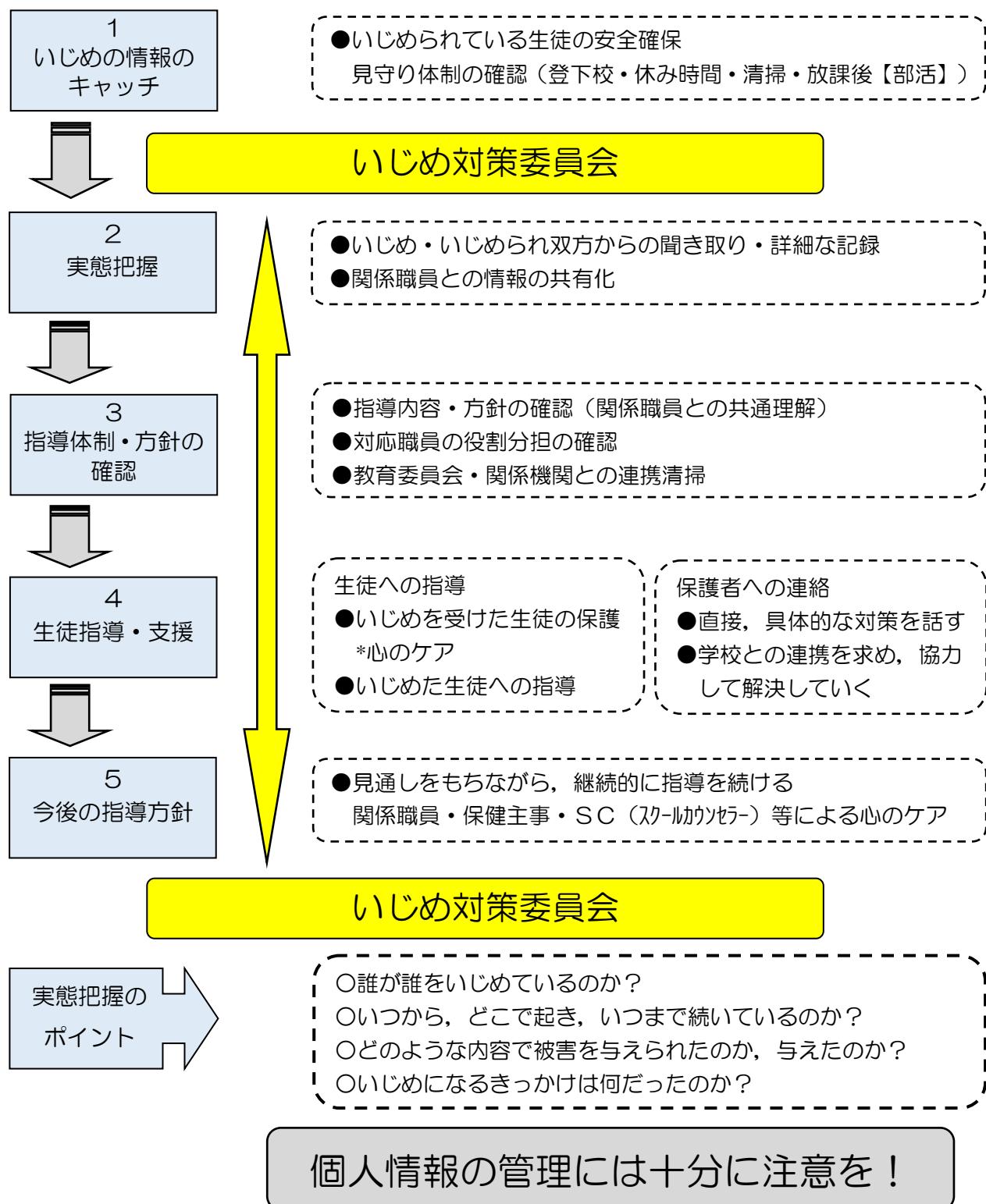
#### 3) 友だち関係についてのアンケートの実施

学年の実状・実態に応じ、隨時実施することを原則とするが、学期に1回（6月・11月・2月）の実施を行う。（3年間保管）

## 4 早期対応のための方策

いじめの兆候を発見した際は、問題の軽重に関係なく早期対応を行う。第一歩として生徒への聞き取りを迅速且つ丁寧に行い、状況に応じ、発見者→学級担任（学年職員）→生徒指導主事→管理職への報告を行いながら学校全体で組織的に対応する。また、再発防止するために、いじめられている生徒を見守りながら、継続的に指導を進める。＊事案によっては、個人の判断で問題の収束を図らずに、いじめ対策委員会への報告をもって指導が完結できるようにする。

◎いじめの対応の基本的な流れ \*いじめ対策委員会に連絡→管理職（校長・教頭）に報告



## 第2部 いじめについて・組織対応策

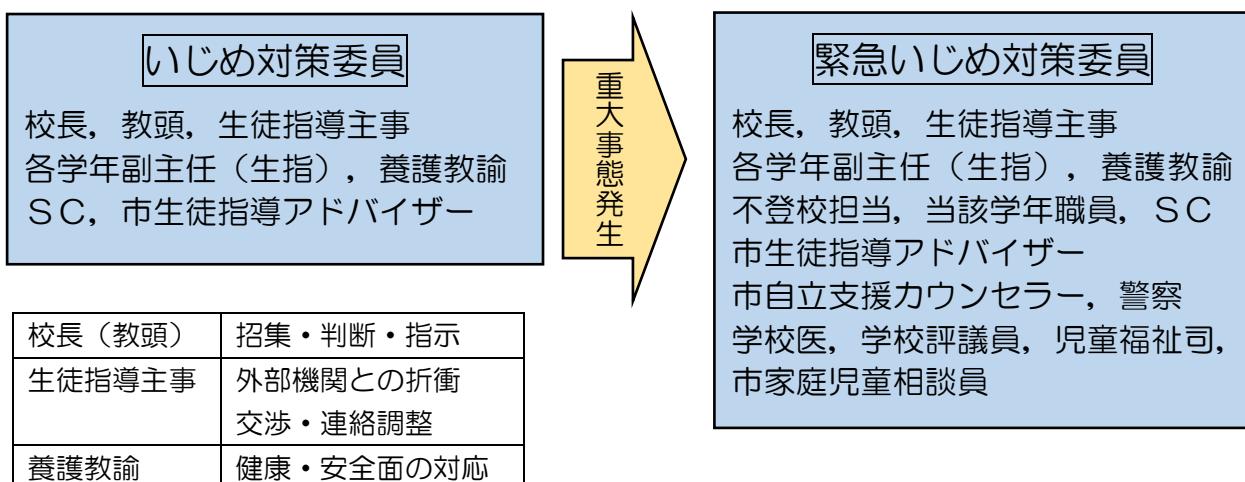
### 1 いじめ対策委員会の設置・機能・役割

- いじめ対策委員会は、学校長の任命により、より組織的な取り組みを目指す目的で設置するものとする。
- いじめ対策委員会は、いじめ発覚後の指導に留まらず、いじめを起こさないための基盤づくりを目指し、全教育活動に及んで予防的な策を講じる組織とする。
- いじめ相談、いじめ情報の収集、いじめの情報の記録、アンケートの考察、いじめ対応の原案検討
- 構成委員

A いじめ対策委員 【通常時】生徒指導部会	校長、教頭、生徒指導主事、各学年副主任（生指）、養護教諭 【SC、市生徒指導アドバイザーも必要に応じて参加】
B 緊急いじめ対策委員 【緊急時】	校長、教頭、生徒指導主事、各学年副主任（生指）、養護教諭 不登校担当、当該学年職員、SC、市生徒指導アドバイザー 市自立支援カウンセラー、警察、学校医、学校評議員、児童福祉司、 市家庭児童相談員

\*生徒指導部会の構成員を「いじめ対策委員」に充てるものとする。

- いじめ対策委員組織



\*定例の生徒指導部会をいじめ対策委員会に位置づける。

(日常的な情報交換・問題の把握、提供・アンケートの実施、考察・校内研修会の実施)

\*緊急時のみ「緊急いじめ対策委員会」を設ける。

(重大事案発生時に機能させる)

## 2 いじめ対策、年間指導計画例

- いじめの未然防止、早期発見、早期解決のため学校全体で組織的、計画的に取り組む。
- 学校全体での組織体制を確認し、年間指導計画を立て同一歩調で取り組む。
- 計画の作成には、生徒実態、地域や保護者との連携などに留意し、全体の見通しをもった対策を推進する。

	全体指導計画	防止対策
4月	いじめ対策委員会発足・指導内容、方針の確認 家庭訪問での聞き取り	
5月	生徒会いじめ撲滅への取組	QU（全学年）
6月	サイバー犯罪教室（1年）	いじめアンケートの実施
7月	三者懇談・いじめ対策委員会まとめ	
8月		
9月	いじめ対策委員会1、2学期の計画	
10月	薬物乱用防止教室（2年）	QU（3年）
11月		いじめアンケートの実施
12月	三者懇談	QU（1、2年）
1月		
2月	いじめ対策委員会一年間のまとめ	いじめアンケートの実施
3月		

The diagram illustrates the relationship between the monthly guidance plan and the prevention strategy. A vertical column on the right lists prevention measures: Observation and Consultation (from May to March), Group Building and Human Relations (from June to April), and Class Management (from July to May). Arrows point from the monthly plan to these columns. A central vertical axis labeled "Moral Education Promotion" has arrows pointing up and down, connecting the monthly plan to the prevention measures.

# いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

## ● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

## ● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

### ◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けると同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

### ◆ いじめの認知を正確に行なうことは極めて重要です。



- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」といった声を聞くことがあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・、一回きりだから・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならぬとされています。

### ◆ いじめの定義を再確認しましょう。

#### いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にこれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鉛を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされることは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



## ◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

### 事例

(定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があつたことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっている、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

## ◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

## ◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

### 1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

### 2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくとも機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。